

総務環境委員会資料

平成 27 年 12 月 15 日

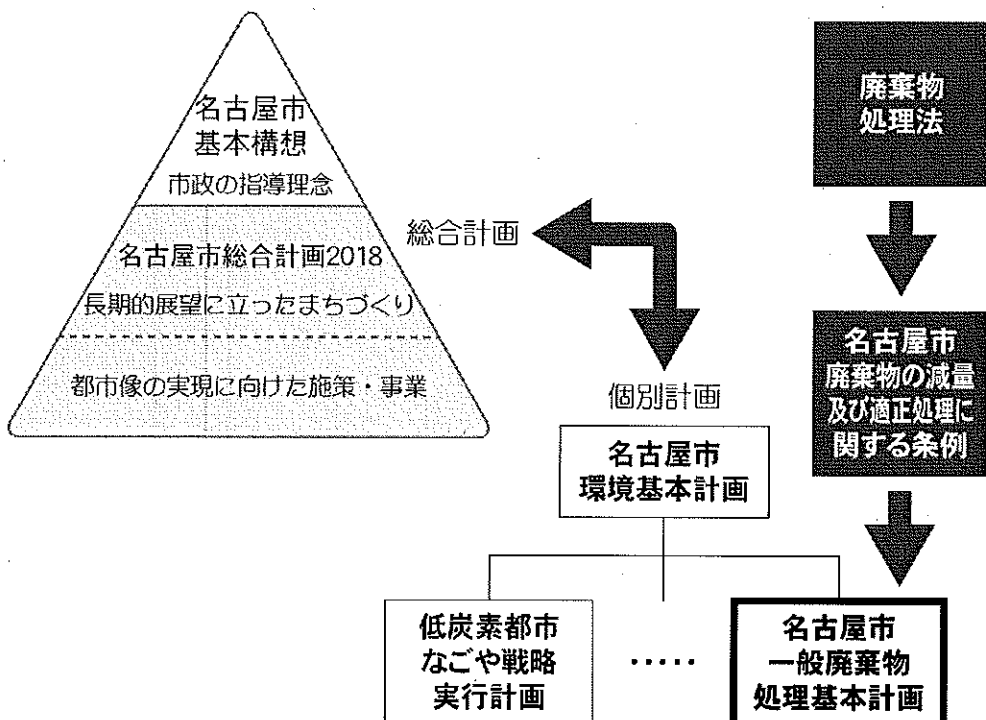
名古屋市第 5 次一般廃棄物処理基本計画（案）について

環 境 局

目 次

1	計画策定の趣旨	1
2	ごみ処理基本計画	2
3	し尿等処理基本計画	1 2
4	今後の予定	1 4

1 計画策定の趣旨

区 分	内 容
趣 旨	<p>環境省の指針において、一般廃棄物処理基本計画は概ね5年ごとに改定することとされているため、平成20年度に策定した第4次一般廃棄物処理基本計画を改定し、第5次一般廃棄物処理基本計画を策定する。</p>
位置づけ	<p>一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」第6条第1項に基づき、市域内の一般廃棄物の処理について定める長期計画であり、「名古屋市総合計画2018」及び「名古屋市環境基本計画」を上位計画とする。</p> <p>一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理基本計画と、し尿等処理基本計画で構成する。</p> 
計画期間	<p>平成28年度から平成40年度までとする。</p>

2 ごみ処理基本計画

(1) 第4次一般廃棄物処理基本計画の総括

(単位：万トン)

区 分	第4次一般廃棄物処理基本計画			現 状	
	策 定 時	計 画 値	挑 戦 目 標	平成 26 年度 (B)	計 画 値 と の 差 (B-A)
	平成 18 年度	平成 26 年度 (A)	平成 32 年度		
総 排 出 量	108	106	104	93	▲13
〔家庭系〕 〔事業系〕	〔 67 〕 〔 41 〕	〔 66 〕 〔 40 〕	〔 65 〕 〔 39 〕	〔 57 〕 〔 36 〕	〔 ▲9 〕 〔 ▲5 〕
資 源 分 別 量	38	45	50	31	▲14
〔家庭系〕 〔事業系〕	〔 21 〕 〔 17 〕	〔 24 〕 〔 21 〕	〔 26 〕 〔 24 〕	〔 15 〕 〔 15 〕	〔 ▲8 〕 〔 ▲6 〕
ご み 処 理 量	70	62	54	62	+0
〔家庭系〕 〔事業系〕	〔 46 〕 〔 24 〕	〔 43 〕 〔 19 〕	〔 39 〕 〔 15 〕	〔 42 〕 〔 20 〕	〔 ▲1 〕 〔 +1 〕
焼 却 ・ 溶 融 量	68	61	54	61	+0
埋 立 量	10	4	2	5	+1
〔焼却灰等〕 〔不燃物〕	〔 8 〕 〔 2 〕	〔 4 〕 〔 0 〕	〔 2 〕 〔 0 〕	〔 5 〕 〔 0 〕	〔 +1 〕 〔 +0 〕
CO ₂ 排出量	28	20	13~16	21	+1

(注1) 他市町からの受入れ分は除く。四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

(注2) 平成26年度の計画値は、法整備を前提とする削減分を除く。

(注3) CO₂排出量の挑戦目標は、施設の整備内容等によって変動する。

(2) 基本理念

平成11年2月の「ごみ非常事態宣言」以降の大幅なごみ減量を達成する原動力となった市民・事業者の皆様との協働をベースに、市民・事業者・行政が共に学び、共に行動することで3Rの取り組みを推進します。

環境にも配慮しながら安定的かつ効率的な施設整備に努め、持続可能な循環型都市「廃棄物などの発生抑制がすすみ、資源が無駄なく利活用され、環境への負荷が最小限に抑えられているまち」をめざします。

めざすまちの姿(「名古屋市総合計画2018」)

廃棄物などの発生抑制がすすみ、資源が無駄なく利活用され、環境への負荷が最小限に抑えられている

3Rの推進

環境にも配慮した安定的・
効率的な処理体制の確保

第5次一般廃棄物処理基本計画

基本理念

市民・事業者・行政が共に学び、共に行動し、
持続可能な循環型都市をめざします。

基本方針1 協働

基本方針2 2Rの推進

基本方針3 分別・リサイクルの推進

基本方針4 環境に配慮した施設整備

ごみ非常事態宣言以降の大幅なごみ減量を支えた
市民・事業者との協働による「分別文化」

(3) 目標値

(単位：万トン)

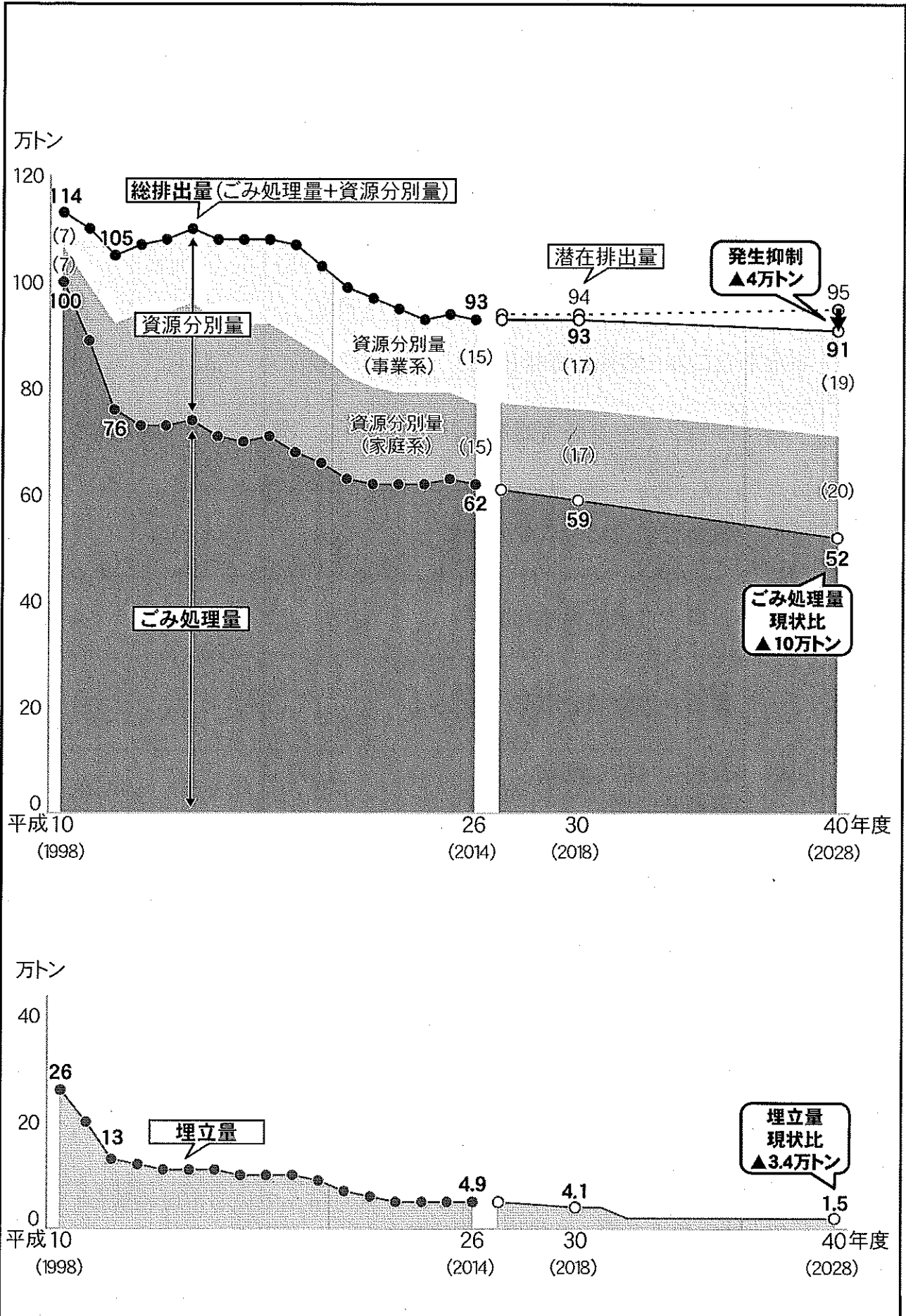
区 分	現 状	「名古屋市総合計 画2018」目標値	目 標 値
	平成26年度	平成30年度	平成40年度
潜在排出量	—	94	95
〔家庭系 事業系〕	〔 — — 〕	〔 58 36 〕	〔 59 36 〕
総排出量	93	93	91
〔家庭系 事業系〕	〔 57 36 〕	〔 57 36 〕	〔 56 35 〕
資源分別量	31	34	39
〔家庭系 事業系〕	〔 15 15 〕	〔 17 17 〕	〔 20 19 〕
ごみ処理量 〈市外分を含む場合〉	62 〈67〉	59 〈64〉	52 〈57〉
〔家庭系 事業系〕	〔 42 20 〕	〔 41 18 〕	〔 37 15 〕
焼却・溶融量 〈市外分を含む場合〉	61 〈66〉	59 〈64〉	52 〈57〉
埋立量 〈市外分を含む場合〉	4.9 〈5.2〉	4.1 〈4.4〉	1.5 〈1.8〉
〔焼却灰等 不燃物〕	〔 4.6 0.4 〕	〔 3.8 0.3 〕	〔 1.2 0.3 〕
CO ₂ 排出量	21	20	12
資源分別率	33%	36%	43%
〔家庭系 事業系〕	〔 27% 43% 〕	〔 29% 48% 〕	〔 35% 56% 〕

(注1) 焼却・溶融量は、ごみ処理量からごみ処理過程資源化量（金属等）と不燃物埋立量を除いたものである。

(注2) 法整備により拡大生産者責任の徹底がなされない場合の平成40年度目標値は、ごみ処理量は56万トン、焼却・溶融量は56万トン、埋立量は2.0万トン、CO₂排出量は17万トンとなる。

(注3) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

(4) ごみ処理量、埋立量等の推移と目標値



(5) 基本方針と施策

ア 指標

項目		現 状 (平 成 26 年度)	目標値 (平 成 30 年度)	目標値 (平 成 40 年度)	
基本 方針 1	日常生活でごみの減量やリサイクル に取り組んでいる市民の割合	% 81.7	% 85	% 90以上	
基本 方針 2	家庭系のごみ・資源の総排出量	万トン 57	万トン 57	万トン 56	
	事業系のごみ・資源の総排出量	36	36	35	
基本 方針 3	家 庭 系	プラスチック製容器包装の 資源分別率	% 47	% 55	% 70
		紙製容器包装の資源分別率	34	45	70
		古着・古布の資源分別率	9	25	40
		雑がみの資源分別率	11	20	40
	事 業 系	資源化可能な紙類の 資源分別率	70	75	80
		生ごみの資源分別率	34	40	50
基本 方針 4	ごみ処理量 〈市外分を含む場合〉	万トン 62 〈67〉	万トン 59 〈64〉	万トン 52 〈57〉	
	焼却・溶融量 〈市外分を含む場合〉	61 〈66〉	59 〈64〉	52 〈57〉	
	埋立量 〈市外分を含む場合〉	4.9 〈5.2〉	4.1 〈4.4〉	1.5 〈1.8〉	

(注1) 「日常生活でごみの減量やリサイクルに取り組んでいる市民の割合」は、
「名古屋市総合計画2018」市民アンケート調査による。

(注2) 平成26年度の雑がみの資源分別率は、平成23年度に実施した雑誌の組
成調査結果（雑がみ19.8%）から雑がみの資源化量を推計し算出した。

イ 施策体系

(ア) 基本方針1 協働

「なごやの環境」を持続可能な状態で次世代に引き継いでいくため、名古屋の財産である市民・事業者との協働をベースに、ごみ減量の取り組みを進めます。

施策の方向性	主な施策
① 環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 「名古屋市環境学習等行動計画（仮称）」の推進 □ 「なごや環境大学」を活用した人づくり・人の輪づくりの推進 □ 環境学習拠点（エコパルなごや）の充実 □ 環境デーなごや等を活用した3Rの取り組みの呼びかけ □ 「なごやエコキッズ」「なごやエコスクール」の取り組みの支援 ◎ ごみ減量マインドを持った職員の育成
② 協働を促進するための情報共有	<ul style="list-style-type: none"> □ 3Rの取り組みの意義・成果を分かりやすく発信 □ 事業系廃棄物減量計画書に基づくデータ整備・公表 ◎ IT媒体による情報の充実 ◎ スーパーマーケット・コンビニエンスストア等と連携した情報の発信 □ 集団資源回収団体への研修機会の充実

(注) 新規・拡充施策を◎、継続施策を□と表す。

(イ) 基本方針2 2Rの推進

「もったいない」という意識の啓発に努め、消費者の選択という行動を通して2R（「発生抑制（リデュース）」「再使用（リユース）」）の取り組みを進め、天然資源の使用削減をめざします。

施策の方向性		主な施策
③	名古屋ルール運動の展開	<input type="checkbox"/> レジ袋有料化の推進 <input checked="" type="checkbox"/> 簡易包装商品の購入を促進する仕組みづくり <input type="checkbox"/> マイボトル・マイカップ運動の推進 <input checked="" type="checkbox"/> リユースびん循環の仕組みづくり
④	消費者・事業者の自主的な行動の促進	<input checked="" type="checkbox"/> 動画等を活用した広報・啓発の展開 <input type="checkbox"/> 三県一市グリーン購入キャンペーンの実施 <input type="checkbox"/> 生ごみ発生抑制のための「3ない運動」、「ギュッと水切り・ひとしぼり運動」の推進 <input type="checkbox"/> 生ごみ堆肥化の促進 <input checked="" type="checkbox"/> 飲食店等と連携した食品ロス削減のための仕組みづくり <input type="checkbox"/> 事業系廃棄物の減量を促進する立ち入り調査の実施 <input type="checkbox"/> エコ事業所認定制度による2Rの推進 <input checked="" type="checkbox"/> 2Rに係る中小事業者への重点的な啓発
⑤	リユースの取り組み支援	<input type="checkbox"/> リユース家具の展示・販売 <input type="checkbox"/> リユースに取り組むための講座の開催 <input type="checkbox"/> リユース食器の貸し出し <input type="checkbox"/> 地域におけるフリーマーケットの開催支援 <input checked="" type="checkbox"/> 2Rに係る中小事業者への重点的な啓発（再掲） <input checked="" type="checkbox"/> リユースびん循環の仕組みづくり（再掲）
⑥	2R推進のための社会経済システムの構築	<input type="checkbox"/> 法整備による拡大生産者責任の徹底 <input type="checkbox"/> 家庭ごみコスト負担のあり方についての検討 <input type="checkbox"/> 事業者の自己処理責任の徹底

(注) 新規・拡充施策を◎、継続施策を□と表す。

(ウ) 基本方針3 分別・リサイクルの推進

「ごみ非常事態宣言」以降の大幅なごみ減量を支えた「名古屋の分別文化」を今後も継承し、さらなるごみ減量に挑戦します。

施策の方向性		主な施策
⑦	市民の分別徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 対象者を絞った集中的な広報・啓発 ◎ IT媒体による情報の充実（再掲） □ 住宅管理会社（協議会）との連携強化 ◎ 分別指導体制の強化 □ 地域と協働した取り組みの推進 ◎ 古着・古布の資源化の促進 □ 古紙持ち去り防止対策の実施
⑧	事業者の分別徹底	<ul style="list-style-type: none"> □ 事業系廃棄物の減量を促進する立ち入り調査の実施（再掲） □ 処理施設での搬入指導を通じた事業系ごみ分別の促進 ◎ 事業系ごみ排出実態の把握による啓発・指導 □ 事業系ごみ収集・運搬業者と連携した排出事業者への働きかけ ◎ 分別・リサイクルに係る中小事業者への重点的な啓発
⑨	限りある資源の有効活用と法令改正等への対応	<ul style="list-style-type: none"> □ 小型家電リサイクルの推進 □ 食用油リサイクルの推進 ◎ 資源化困難とされている品目の資源化に向けた検討 ◎ 水銀に関する水俣条約への対応 ◎ スプレー缶類の排出方法の変更
⑩	リサイクル推進のための社会経済システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> □ 法整備による拡大生産者責任の徹底

(注) 新規・拡充施策を◎、継続施策を□と表す。

(エ) 基本方針 4 環境に配慮した施設整備

環境負荷を低減するため、焼却灰の資源化や発電効率の向上に取り組みつつ、老朽化が進む工場について大規模改修や設備更新等により安定的な処理体制を確保し、計画的な施設整備を行います。

また、愛岐処分場を計画的に長寿命化することや、新規処分場についての検討を行うこと等により、長期的かつ安定的な埋立処分場の確保を図ります。

施策の方向性	主な施策
⑪ 環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 北名古屋工場（仮称）における焼却灰等の資源化 ◎ 設備更新（富田工場・南陽工場）後の焼却灰の資源化手法の検討 <input type="checkbox"/> 発電効率の向上 <input type="checkbox"/> メタン発酵処理設備の導入検討
⑫ 計画的な施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 北名古屋工場（仮称）の建設 <input type="checkbox"/> 富田工場の設備更新 ◎ 南陽工場の設備更新 ◎ 猪子石工場以降の工場の整備計画の検討 <input type="checkbox"/> 北名古屋工場（仮称）への破碎設備の導入 ◎ 破碎施設の整備計画の検討 <input type="checkbox"/> 資源選別・保管施設の整備
⑬ 長期的かつ安定的な埋立処分場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 愛岐処分場の長寿命化 <input type="checkbox"/> 広域処分場の活用 <input type="checkbox"/> 新規処分場の検討

(注) 新規・拡充施策を◎、継続施策を□と表す。

<⑫計画的な施設整備に関するスケジュール>

	平成 28	32	38頃	40 年度
北名古屋工場(仮称)		建設 17 (660)		
富田工場		設備更新 12 (450)		
南陽工場	38 (1500)		(規模縮小) 設備更新※1 14 (560)	
猪子石工場	15 (600)			※2
五条川工場	14 (560)			
鳴海工場	12 (450)			

(注) 数値は年間処理能力 (万トン/年)、() 内は設備規模 (トン/日)

(※1) 南陽工場については、溶融設備の導入は配置上の問題から見送ります。収集した可燃ごみをメタン発酵処理する設備の導入についても、稼働実績が少なく長期間安定稼働した実績がないこと、規模の制約があること、処理コスト等も不利なことから見送ります。

(※2) 猪子石工場については、大規模改修 (老朽化した重要な設備を更新) 又は設備更新 (建屋を有効活用して全ての設備を更新) により整備を行います。

3 し尿等処理基本計画

(1) 策定の基本方針

ア 処理区域内

水洗化の普及促進に努めていきます。

イ 処理区域外

し尿の計画収集及びその適正処理の確保並びに浄化槽の適正な維持管理の徹底を図ります。

(2) 将来予測

将来のし尿等の処理量は、平成22年度から平成26年度までの過去5年間の実績をもとに予測しました。

(単位：キロリットル)

区 分	平成26年度	平成30年度	平成40年度
し 尿	15,812	14,789	12,688
浄化槽汚泥	26,132	21,646	13,516

(3) 収集・運搬計画

ア し尿

(ア) 体制

現在、し尿の収集及び運搬は、3環境事業所（北・中川・緑）で実施しています。し尿収集量はゆるやかな減少傾向にありますが、それに伴う収集効率の低下を考慮する必要があります。

し尿収集量が大きく変動した場合には、収集車両の増減や収集担当区の区割り変更など、体制見直しについて検討します。

(イ) 収集回数等

収集回数は、一般家庭においては、今後とも概ね月2回とし、長期にわたりあらかじめ収集日を予定表でお知らせする計画収集を継続します。また、仮設便所の収集においては現在の収集申込受付時に収集時期を決定する方法を継続します。

イ 浄化槽汚泥

浄化槽汚泥の収集及び運搬は許可業者によるものとし、これらの許可業者に対し立ち入り検査等を行い、適正な収集及び運搬が行われるよう指導します。

(4) 処分計画

ア 処分方法

自然環境の保全の観点と市民の衛生的な生活環境の確保のため、全量下水道による処分を継続します。

イ 施設

現在、し尿及び浄化槽汚泥の処分は、3作業場（下飯田・港・内田橋）で実施しており、引き続き適切な施設運営に努めていきます。

4 今後の予定

時 期	内 容
平成28年1月 ～平成28年2月	市民意見の募集（パブリックコメント）
平成28年3月	計画の策定・公表